

新型コロナウイルスに係る対応について（報告）

1 基本的な対応

- (1) 東京都教育庁を通じて文部科学省から発出される通知を学校宛に転送して情報共有をしたうえで、「正しい情報に基づき適切に対応する」ことを基本対応とします。
- (2) 2月6日に開催された危機管理対策会議、及び2月19・25・26日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「対策本部」とする。)において、市の状況について情報共有をし全市的な対応を協議した。今後も市長が座長の対策本部において市の対応を協議し、対策本部の決定に基づき対応をしていく。
- (3) 文部科学省から発出される通知に基づき、以下について各校へ指示をしている。現状では大きな混乱はない。

①児童・生徒への健康観察の徹底

季節性インフルエンザ等の一般的な感染症における健康観察と同様に、日頃からの児童・生徒の発熱や咳、咽頭痛等の健康観察について、一層の徹底を依頼。症状が出現した場合は、すみやかな医療機関への受診を促し、主治医や学校医の意見を聴取の上、学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとるように指示。

②児童・生徒への感染症対策の指導の徹底

児童・生徒に対して石けんを使った手洗いや咳エチケット等の感染症対策の指導の徹底を依頼。特に校外学習に行く際はマスクの着用徹底を指示。

③保護者への正確な情報提供

保護者に対しても家庭での感染症対策について周知を依頼。

④感染症対策の環境整備

手洗いのための石けんや消毒用アルコール等の適正な使用・管理の徹底と教室等の換気を依頼。

⑤学校医や保健所との連携

新型コロナウイルス感染症に関する情報や予防、発生時の対応等について、必要に応じて、三師会や保健所の指導・助言を得るなど連携を密にしていく。

⑥人権上の配慮

帰国者に対する偏見による誹謗や中傷がないよう人権上の配慮徹底を依頼。

2 文部科学省からの最新の通知

別添のとおり（机上配布）

3 その他

(1) インフルエンザ等感染症による学級閉鎖の状況（令和2年2月27日現在）

年度	学校数（校）	延べ学級数（学級）	患者総数（人）
平成30年度(注1)	22	102	1,011
平成31年度(注2)	17	37	282

注1：平成30年度学級閉鎖は平成31年3月18日が最後。ピークは1月で78学級。

注2：平成31年度学級閉鎖はピークは12月で17学級。

(2) 市立小中学校における中国籍児童生徒数（令和2年2月27日現在）

市立小学校19校、市立中学校9校のうち、中国籍児童数60人、生徒数23人、計83人

中国から帰国した児童生徒への対応について

R2.2.27 現在

問1 中国から帰国して登校している中国人児童・生徒

回答

- ① 2月1日福州市からの帰国児童：1名（注1）
- ② 2月2日福建省からの帰国児童：2名（注2）
- ③ 2月8日帰国児童：1名（注3）

* 武漢市までは1,000 km以上ある。計4名（春節で一時帰国中児童）

問2 中国から一時帰国した日本人児童・生徒

回答

- ① 2月8日香港から一時帰国児童：1名（注4）
- ② 2月2日上海から一時帰国児童：1名（注5）
- ③ 1月に山東省から一時帰国していた児童が戻れず滞在延長：1名

計3名（①②は日本人学校閉鎖による一時帰国）

問3 問1・2で「いる」と答えた学校にお聞きします。

登校するに際して保護者と協議したことや依頼したことがありますか？

回答

（注1）：保護者から病院を受診してから登校したほうがいいのか問い合わせがあったため、通院を依頼。立川共済病院が検査可能病院だが、検査には4万円かかるとのことで断念。毎朝登校時に検温し、異常がないことを確認してから登校することを申し合わせた。2月3日午後から登校している。

（注2）：保護者から登校せずに2週間自宅で様子を見るという連絡あり。17日（月）より登校予定。

（注3）：学校医と相談し2月12日から登校

（注4）：2月12日から2月28日まで在籍。（注5）：2月18日から28日まで在籍。保護者からの申し出で2週間自宅待機。

* ベトナムの日本人学校閉鎖委に伴い、2月25日から3月末まで2名の児童が就学。

問4 学校対応について。

回答

- ・ 学校保健だよりで国からの情報や手洗い励行等、注意喚起を記載し配布済
- ・ 校内放送で注意喚起を促した
- ・ 帰国児童が変な批判を浴びないように、全校朝会で校長から様々な例を出して、確かでない情報を広めないように話した。また、学年集会を開き、同様の話をした
- ・ 生徒玄関にアルコール消毒剤配置
- ・ 今後国からの情報等配布予定
- ・ 学校HPで文部科学省の関連リンクを貼った（全校）

新型コロナウイルス感染症の対応について
(令和2年3月4日まで対応分)

- 1 小・中学校 3月2日午後から3月25日まで臨時休業
(参考；3月26日から4月5日まで春季休業期間)
卒業式・修了式については裏面(写)のとおり
- 2 地域学習館、学習等供用施設
2月28日(金)までに予約した方を除き、3月末までの施設利用を原則禁止
なお、既予約者に対しては可能な範囲で自粛を要請
* 地域学習館、学習等供用施設の施設利用を3月末まで中止としたことに伴い、生涯学習推進センター、市民推進委員会、学習等供用施設管理運営委員会主催の講座・イベントを中止した。
- 4 歴史民俗資料館 3月1日から15日まで 展示室の一般公開は中止
- 5 古民家園 3月1日から15日まで 一般公開は中止
- 6 図書館(中央・地区館) 3月2日から限定したサービスのみ実施
(予約した資料の受け取り、資料の返却、ナクソス・ミュージックライブラリーの利用のみ)
- 7 学校給食共同調理場 3月2日から15日まで 試食会、施設見学を中止



立教総第 4348 号

令和 2 年 3 月 2 日

立川市教育委員会委員 各位

立川市教育委員会

教育長 小町 邦彦

平成 31 年度 卒業式・修了式について

卒業式・修了式の実施について、本日の第 7 回立川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、次のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

1 卒業式について

①日 時 小学校：令和 2 年 3 月 25 日（水）

中学校：令和 2 年 3 月 19 日（木）

②参加者 卒業生・教職員・保護者（各家庭 2 名まで）

※ 来賓・在校生は参加しない

③式次第（入退場含まず 60 分を目途とする）

1 開会の言葉 2 国歌斉唱（国旗は掲揚） 3 卒業証書授与

4 校長式辞 5 校歌斉唱 6 閉会の言葉

※ 教育委員会告辞・市長祝辞・祝電はすべて掲示のみ

④その他 ・会場入り口でアルコール消毒の実施

・参加者は原則マスク着用

・体調不良の児童生徒は自宅療養（後日個別対応）。その場合は保護者も参加を遠慮いただく。（保護者自身が体調不良の場合も参加を遠慮いただく）

2 修了式について

①日 時 令和 2 年 3 月 24 日（火） 2 校時終了後下校

②対 象 小学校 1 年生～6 年生、中学校 1 年生～2 年生

③修了式 全体集会は行わず校内放送にて校長講話、生活指導を実施。

その後、各学級にて、担任が代表児童・生徒分の修了書を読み上げ授与し、その他の児童・生徒は読み上げず、個別に手渡しのみ。

④その他 体調不良の児童生徒は自宅療養（後日個別対応）

※今後の感染の状況によっては変更する可能性あり

【問合せ先】

教育委員会事務局 教育総務課長 庄司 康洋（内線 2128）

学務課長 浅見 孝男（内線 2136）

指導課長 前田 元（内線 2132）

臨時休業期間中の児童・生徒の居場所確保及び学習保障について

国の「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（元文科初第 1 5 9 8 号）」の依頼に基づき、臨時休業期間中の児童・生徒の居場所の確保及び学習保障について、各学校において、令和 2 年 3 月 6 日（金）以降、下記の対応を行うものとする。

記

1 校庭開放について

- ①日 時 令和 2 年 3 月 6 日（金）から 3 月 25 日（水）までの平日（祝日を除く）
午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までとする。
- ②その他 ・自転車での来校は禁止とする。中学生は、制服着用とする。
・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済の適用となる。

2 学校図書館による本の貸し出しについて

- ①日 時 令和 2 年 3 月 9 日（月）から 3 月 25 日（水）までの平日週 2 回（校長が指定した日）
午後 1 時 00 分から午後 3 時 30 分
- ②その他 ・学校図書支援員もしくは教員が対応する。

3 学習教材の提供について

- ①内 容 ベーシックドリル、自作教材等
- ②方 法 3 月 9 日以降に、ホームページに掲載する。
ダウンロードができない家庭は、個別に対応する。

4 その他

- ・学童保育所との連携を図る。教員が学童保育所を訪問し、児童の様子を把握する。
- ・個別相談（面談）の随時受け入れについて、保護者への周知を図る。
- ・生活指導、日々の過ごし方のアドバイス等もホームページやメールにて定期的に発信する。
- ・不登校傾向や課題のある児童・生徒等への家庭訪問による指導を行う。
- ・体調のすぐれない児童・生徒は自宅で療養することを周知した上で実施する。

元文科初第 1598 号
子発 0302 第 1 号
障発 0302 第 6 号
令和 2 年 3 月 2 日

都 道 府 県 知 事
都道府県教育委員会教育長
指 定 都 市 市 長
指定都市教育委員会教育長
各 中 核 市 市 長 殿
附属学校を置く国立大学法人の長
文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
文部科学省総合教育政策局長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した
放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示され、小学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、文部科学省から臨時休業を要請したところです（令和2年2月28日付け元文科初第1585号文部科学事務次官通知）。

これに伴い、政府として、企業等に対して、子どもを持つ従業員が休暇を取得

できるよう配慮をお願いしているところですが、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもについて、特に小学校低学年の子ども等については、留守番が困難な場合や、保護者が休暇を取得することが困難な場合も想定されることから、放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）や放課後等デイサービス事業は感染の予防に留意した上で原則として開所していただくこと等について依頼してきたところです。しかし、ふだん以上に子どもが来所することにより、必要な体制が十分確保できない可能性があることから、このたび、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、子どもの居場所の確保を図るための取組方策等を下記のとおり整理しましたので、各位におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図るとともに、子どもの居場所の確保に尽力されるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本通知を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方公共団体については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 48 条第 1 項の規定に基づく指導・助言であることを申し添えます。

記

1 子どもの居場所確保に向けた取組方策

今回の臨時休業に際して、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要であるが、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもについて、特に小学校低学年の子ども等については、留守番が困難な場合や、保護者が休暇を取得することが困難な場合も想定される。そうした場合に備え、子どもの居場所確保に向けた体制を確保する観点から、以下の取組を推進されたい。

(1) 子どもの居場所確保に向けた人的体制の確保

①放課後児童クラブ・放課後等デイサービス（以下「放課後児童クラブ等」

という。)の業務に教職員が携わることについて

学校の教職員が日常的に放課後児童クラブ等の業務に携わることは想定されないところであるが、今回の臨時休業に際して人的体制を確保するに当たっては、教職員の職務である教育活動等の一環として、各教育委員会等の職務命令に基づいて放課後児童クラブ等における学習指導や生徒指導等に関する業務に携わることは可能である(令和2年2月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡参照)。

また、教員については、教員としての身分のまま放課後児童クラブの業務に携わる場合であっても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準附則第2条に規定する「平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者に該当するもの」として、放課後児童支援員の要件を満たすものとして差し支えなく、同令第10条第2項に規定する補助員とすることも差し支えない(令和2年2月29日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡参照)。なお、教員免許状を有しない職員が職員としての身分のまま放課後児童クラブの業務に携わる場合であっても、同令第10条第2項に規定する補助員として差し支えない。

また、放課後等デイサービスに置くとされている児童指導員について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条第9号においては、「教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの」とされており、本件対応に当たる教員はこの要件を満たすと考えられる。

については、今般の措置に伴う社会的要請の高さに鑑み、福祉部局と教育委員会等が連携し、以下の取組を促進すること。

- ・放課後児童クラブ等を運営する法人間での連携や市町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請を通じた人材確保
- ・放課後児童クラブ等の業務に教職員が携わることによる子どもの居場所の確保

なお、学校の教職員については、学校が臨時休業中であっても様々な業務が想定される場所であり、例えば、学級を担任する教師にあつては、当該学級の児童生徒への連絡や家庭訪問など、通常では行わない業務等があるため放課後児童クラブ等の活動に携わることが困難であることが一般的に想定され、学級を担任する教師以外の教師、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等について各地域や学校の実情に応じて分担して放課後児童クラブ等を支援することが考えられるところであり、個々の教職員の

業務負担を踏まえた上で、適切に御検討いただきたい。また、②のように学校において子どもの居場所を設ける場合には、②の業務による負担を踏まえた上で、放課後児童クラブ等への支援について御検討いただきたい。

②学校において子どもを預かることについて

今般、臨時休業を行うよう、各教育委員会等に要請したところではあるが、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではなく、学校において、以下のように柔軟に対応することも可能である。各学校の設置者においては、こうした各学校における取組に向けて、感染の予防に留意した上で、必要な対応を行うこと。

- ・放課後児童クラブを利用する児童や保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な小学校低学年の児童を対象に、通常の授業時間の範囲内において学校に受け入れ、自習、校庭や体育館での活動等を実施
- ・地域住民等の参画を得て行う「放課後子供教室」も活用し、子どもの居場所を確保

また、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒に関しては、令和2年2月28日付け元文科初第1585号文部科学事務次官通知を踏まえ、各教育委員会等においては、自宅等において一人で過ごすことができない幼児児童生徒について、例えば、

- ・福祉事業所等における受入れ準備が整うまでの間、幼児児童生徒のうち、受入れ先がない者については、学校施設で受け入れる
 - ・やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合、スクールバスや給食等、必要な対策を行った上で、学校において預かる対応をとる
- などの対応が行われている。

こうした対応も参考に、自宅等において一人で過ごすことができない特別支援学校等に在籍する幼児児童生徒の居場所の確保について、引き続き適切に対応すること。

(2) 学校の教室等の活用

今般の臨時休業に伴い、従来の放課後児童クラブの利用児童数よりニーズが高まることが考えられることや、密集性を回避し感染を防止すること等から、

一定のスペース確保が必要である。については、これまでも「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日付け30文科生第396号、子発0914第1号文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長、大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知)等に基づき、学校施設の活用を促進してきたところであるが、今般の臨時休業に伴い、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進すること。

なお、放課後等デイサービスについても、今般の臨時休業に伴い、従来の利用児童数よりニーズが高まることが考えられる。また、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペース確保が必要である。今般の措置に伴う社会的要請の高さに鑑み、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合についても報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

(3) (1) 及び (2) を通じた留意事項

- ・児童生徒等が利用する施設については、児童生徒等の安全を確保する観点から、別紙資料等を参照し、衛生管理に十分留意すること。その際、消毒液の確保等、衛生管理について関係者が連携して取組を行うこと。
- ・家庭や地域の実情を踏まえ、施設を利用する児童生徒等に対して学校給食などの昼食を提供することも考えられること。

2 放課後児童クラブに関する財政措置

今般の対応に伴い、追加で生じる放課後児童健全育成事業にかかる費用については、内閣府計上の令和元年度子ども・子育て支援交付金において、

- ・小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合
1日当たり 10,200円
- ・小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合
1日当たり 36,000円

の加算を創設し、保護者負担は求めず、国庫負担割合を10/10として補助することとしている。

交付要綱や申請手続き等については追って厚生労働省等より連絡するが、こうした財政措置も踏まえ、各位におかれては積極的に取組を推進されたいこと。

3 放課後等デイサービス事業所の対応

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」（令和2年2月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において、

- ・ 幼児児童生徒の受け入れに当たっては、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能とすること
- ・ 臨時休業日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合にあっては、休業日扱いで基本報酬を算定してよい取扱いとしていること

をお示ししており、各位におかれては、これらの取扱いも参考にすること。

4 子どもの居場所確保に関する状況の把握の協力について

今般の臨時休業に伴い、従来の放課後児童クラブ等利用児童数よりニーズが高まることも考えられ、政府としても、今般の臨時休業に伴う負担軽減のため支援を行うこととしており、柔軟な対応が必要なこと等に鑑み、都道府県等に対し、実施場所、実施時間、利用者数などの状況の把握を行うことを予定しているため、各都道府県等福祉部局及び教育委員会等におかれては予め御了知いただくとともに、今後御協力いただきたいこと。

5 その他

必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を連絡する場合があること。

<本件連絡先>

○放課後児童クラブ等の業務に教職員が携わることについて

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課（03-5253-1111(内4966)）

文部科学省 初等中等教育局 財務課（03-5253-4111（内2588））

○学校において子どもを預かる際の衛生管理について

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課（03-5253-4111（内2976））

○放課後子供教室について

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課（03-5253-4111（内2005））

○特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒について

- ・ 放課後等デイサービス事業所における対応に関すること

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（03-5253-1111（内線3072,3102））

・特別支援学校等学校における対応に関すること

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（03-5253-4111（内線 3193））

○学校の教室等の活用について

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課（03-5253-4111（内
2464））

○子供の居場所の確保に係る衛生管理について

臨時休業の実施に際して、学校施設等において児童生徒を預かるなどの措置を講ずる際には以下の事項に留意してください。

1 基本的な感染症対策の徹底

手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）などの基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。

2 環境衛生管理の留意事項

①教室等における児童生徒同士の距離の確保及び接触の回避

教室等において、座席間を離して配置し、1m以上離して交互に着席するなど、できる限り児童生徒同士の距離を離すよう配慮するとともに（図参照）、不要な接触は避けるよう指導する。

②適切な環境の保持

教室等の適切な環境の保持のため、1時間に1回（5～10分）程度窓を広く開け、こまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう適切な措置を講ずる。

③教室等の清掃

教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う。

例) 次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の注意点

次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度 0.05%～0.5%）で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。

漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約5%）を用いる場合、原液 25 mL（漂白剤のキャップ1杯）を2 Lの水で希釈する（約0.06%の希釈液）。

3 昼食をとる際の留意事項

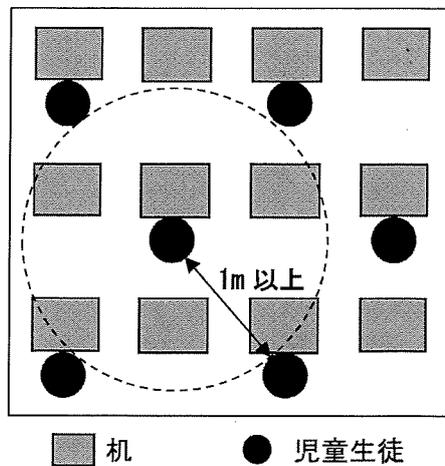
①食事前の手洗い等の徹底

食事の前の手洗いを徹底するとともに、必要に応じてアルコール等による消毒を行うなど、指導を徹底する。

②昼食時の児童生徒の配置について

昼食時においても、その他の時間同様、できる限り周囲との距離を離すとともに、不要な接触を避けるよう指導する。

図：座席配置のイメージ



咳エチケットを行っていない場合、くしゃみや咳のしぶきは約 2 m の距離まで届くため^{1,2}、咳エチケットを行った上で、児童生徒同士の距離を 1 m 以上保つように座席を配置する²。

¹ 厚生労働省動画チャンネル (YouTube)

「マスク着用の重要性 (インフルエンザをうつさないために)」

https://www.youtube.com/watch?v=9Mkb4TMT_Cc

² 東北医科薬科大学病院感染症制御部・仙台東部地区感染対策チーム、新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック [第 1 版]

http://tmpuh.net/新型コロナウイルス感染症_市民向けハンドブック_20200225_1.pdf